

IFRSに関する主な動き(2014年まとめ)

①修正国際基準(JMIS)の公開草案公表

2014年はIFRSに関する比較的大きなトピックとして以下の2つが挙げられます。

- ①ASBJが修正国際基準(JMIS)の公開草案を公表
- ②IASBがIFRS第9号「金融商品」を公表

本資料では2014年のまとめとして、上記2点の概要を解説します。

①修正国際基準(JMIS)について

2014年7月、ASBJは修正国際基準(JMIS)の公開草案を公表しております。
コメント募集期間は終了し、現在は検討期間となっています。
以下には、JMISとIFRSの主要な相違点を示します。

	JMIS(修正国際基準)	IFRS	日本基準(参考)
のれん	定期的に費用計上	価格下落時に減損	定期的に費用計上
株式売却損益	最終損益に反映	損益に反映せず (その他包括利益に計上)	最終損益に反映

のれんの償却方法及び株式(FVTOCI分類)のリサイクリングに関わる考え方に相違があります。
こうした相違点を受けて、IASBは現状では「修正国際基準は日本基準の1つ」とし、JMISを適用してもIFRSに準拠しているとは言えない状況となっています。

※本資料は、今後の当局（IASB・FASB・ASBJ等）の動向、方針、制度に対する弊社の見解を示す資料であり、その内容の正確性または完全性を、（明示的にも暗示的にも）表明あるいは保証するものではありません。

第21号
Dec-2014

IFRSに関する主な動き(2014年まとめ) ②IFRS第9号の公表(最終版)

2014年7月にIASBはIFRS第9号「金融商品」最終版を公表しました。それに伴い公開草案公表後、検討中となっていた「IFRS9の限定的改訂」及び「期待信用損失」が最終化されました。以下では「IFRS9の限定的改訂」のうち、最も大きな変更点である負債性金融商品のFVTOCI分類追加の概要、及び「期待信用損失」の概要を以降で説明します。

②-1 負債性金融商品(ローンや債券等)のFVTOCI分類を追加

- 負債性金融商品をOCIで測定する分類には、以下の2つの要件を満たす金融資産が該当します。

要件	金融資産の契約上のキャッシュ・フローが、元本及び利息の支払のみからなること(=適格負債性金融商品)
	「金融資産のキャッシュフローの回収」及び「金融資産の売却」の2つの目的で当該金融資産を保有する事業モデルに基づくこと

- 新設分類の追加により、IFRS9における金融資産の分類は以下の通りとなります

IFRS9の測定分類		純損益(PL)とその他包括利益(OCI)への反映					
		利配収入	償却原価 (償却額)	減損	時価変動	売却損益	
公正価値	FVTPL	PL	—	—	PL	PL	
	FVTOCI 新設	資本性 金融商品	PL	—	—	OCI	OCI
		負債性 金融商品	① PL	① 要 (PL)	② PL	③ OCI <small>リサイクリング</small>	④ PL
償却原価		PL	要 (PL)	PL	—	PL	

FVTOCI(負債性金融商品)の会計処理

- ① 利息収益は、償却原価分類と同様に実効金利法により、当期純利益(以下 PL)として認識する
- ② 減損損失は、償却原価分類に適用される減損モデルにより、PLに含めて認識する
- ③ 公正価値の変動による利得及び損失は、その他包括利益(OCI)で認識する
- ④ 当該金融資産の認識が中止された時、OCIからPLへ振替える(リサイクリングする)

※本資料は、今後の当局（IASB・FASB・ASBJ等）の動向、方針、制度に対する弊社の見解を示す資料であり、その内容の正確性または完全性を、（明示的にも暗示的にも）表明あるいは保証するものではありません。

第21号
Dec-2014

IFRSに関わる主な動き(2014年まとめ) ②IFRS第9号の公表(最終版)

②-2 「金融商品:期待信用損失」の概要

■ 期待信用損失の算定には、入手可能な最善の方法を元に以下を反映することが求められています。

複数の帰結の加重平均	予想損失の見積もりは複数の起こりうる可能性を考慮した(信用損失の発生の可能性が低くとも考慮に入れる)帰結を加重平均した金額とする。
貨幣の時間的価値	期待信用損失は見積もった信用損失を割引率(実効金利またはその近似値)で報告日まで割り引いた金額。

再公開草案では「リスクフリーレートと実効金利の間」となっていました。

■ 信用の質の悪化状況により、以下にカテゴライズし、期待信用損失の見積もりを行う必要があります。

段階	振替要件による移管	信用の質	引当金の見積	包括利益計算書計上の利息収益
ステージ1		信用の質が当初認識以後著しく悪化していない債権※1	12ヶ月EL※2	実効金利× グロス帳簿価格※3
ステージ2		信用の質が当初認識以後著しく悪化した債権	全期間EL	実効金利× ネット帳簿価格※3
ステージ3		減損している客観的な証拠がある債権		

※1 信用リスクが当初認識以後、著しく増加しているか否かの評価の煩雑性とコスト削減の為、例外規定として「投資適格」として格付けされている金融資産は、信用リスクが低いと判断し、著しい信用状況の悪化は生じていないとみなす提案がされています。
 ※2 ここでの12ヶ月ELは、「12ヶ月間に発生が見込まれる信用事由に関連して、満期まで全期間で見込まれるキャッシュフロー欠損の推計額」
 ※3 ステージ1、及びステージ2は、グロスの帳簿価格（報告時点での償却原価）。ステージ3は引当金を控除した帳簿価格。
 ※4 リスク特性を共有する金融資産がグループ化されている場合は、個々の金融資産毎ではなく、集看的に見積もることが可能です。